

伊丹市立鴻池小学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立鴻池小学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は「心身ともに健康で、人間性豊かで意欲的に学ぶ子どもの育成」を教育目標に、①自ら考え表現する子②自分や仲間を大切にする子③挑戦し最後までやりぬく子をめざし、学習活動の充実、豊かな人間性の醸成、健やかな体づくり、学級経営・学年経営の充実、関連機関との連携強化などの教育活動を行い、基礎的・基本的な学力の確実な定着、基本的な生活習慣の徹底、豊かな心の育成に努力している。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定める。

いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

(3) 法的根拠

伊丹市立鴻池小学校いじめ防止等のための基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）を参酌して策定する。

2 基本的な方向性

(1) 本校教育への生活指導の位置づけ

本校は、家庭・地域社会との連携を図ることをめざしている。毎日PTAや地域のボランティアの方々が登下校する児童への温かなあいさつ・見守り活動をしてくださっている。また、PTAによるトイレ清掃や読書ボランティアによる児童への本の読み聞かせも実施している。鴻池小学校地区社会協議会やスポーツクラブ21活動等で、地域が子どもを育てており、学校は地域から多大な協力・恩恵を受けている。学校では、伊丹っ子ルールブック等を活用して規範意識の向上やよりよい人間関係の構築、あいさつ運動の取り組みを通して、心の教育に努力している。そのため児童は、比較的落ち着いているが、友だちとのめごとや相手の気持ちをかまわずに行動することも見られる。

このような経緯を踏まえ、いじめを決して起こさないためにも、以下の指導体制を構築して取り組む必要がある。

①生活指導の考え方

生活指導は、すべての教育活動で行われるものであり、一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図り、社会的な資質・行動力を深めることをめざす教育活動である。生活指導は、児童と教職員の信頼関係に基づくものである。そのため教職員が共通理解を図り、校内組織を機能させ、児童に対して愛情を持ち、配慮を要する子を中心に温かな学級経営や教育活動を推進することが重要である。また、問題を未然に防止することが最重要であることから、児童の生活背景や心の理解に努め、教職員の資質向上、児童の細やかな実態把握を計画的に取り組む。

②生活指導の教育課程上の位置づけ

生活指導は、特定の教科だけで行われるものではなく、教育課程の全ての領域で機能されるべきものである。そして、休み時間等に行われる個別的な指導、補充的な学習指導、随時の教育相談など教育課程外の教育活動においても機能するものである。本校においては、児童に自己肯定感を育てることや共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える視点から「楽しい・わかる授業」を大切にしている。また、特別活動の充実による望ましい学習集団づくりや、道德教育の充実による規範意識の向上を図る。

(2) 生活指導の体制

生活指導が組織的に機能することが重要であることから、生活指導部会（いじめ対策委員会）を原則月1回定期的に開催する。生活指導部の構成員は、校長、教頭、生活指導担当、各学年担当者、養護教諭、その他必要に応じ、関係職員によるものとする。より具体的で継続的な支援が必要な事例では、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関によるケース会議を開き、支援の目標や方法を検討する場を設ける。協議事項は、生活指導目標に基づく生活指導計画の立案、進捗状況の把握、児童の生活実態把握に基づく情報交換及び対処方針及び具体的な取組計画等である。生活指導部会の協議結果は、必要に応じて職員会議や学年会議等において周知し、全教職員で共通理解を図る。

(3) 学校・家庭・地域の連携

本校は、児童の健全育成を目的に地域ボランティアによるゲストティーチャーやPTAによる登校指導や教育活動への参加、地域の方々による下校時の見守り活動など、地域の団体やPTAとの連携により取り組みを展開している。また、学校側の取り組みについての情報は、学校だよりやホームページで発信するとともに、児童の様子について情報を集めるなど、家

庭と連携を密にしている。今後もPTAや鴻池小学校地区社会協議会、スポーツクラブ21等と連携した取り組みを積極的に進める。

(4) 児童会等による主体的な活動

生活指導の目的である自己実現のための姿勢や態度の育成は、本校の児童会活動との密接なものがある。そのため、本校では児童会による主体的な活動を充実させ、所属する集団を、自分たちの力で運営することを学ばせる。また、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれの個性や自己の能力を活かして互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を定める。

別紙1 校内指導體制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応にあたる。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ問題対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、関係機関に協力を依頼し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される小学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年・学級懇談会、個人懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直していく。